

高梁市教育委員会

就学援助制度について（お知らせ）

経済的に困難（被保護世帯に準ずる程度）である児童・生徒の家庭に学用品費等の一部を援助する就学援助制度があります。

この就学援助制度を受けることを希望される保護者は、次の事に留意して申請してください。（入学準備費の認定者についても、申請をしてください。）

1 援助の対象（(1)、(2)、(3)のいずれかに該当する保護者）

(1) 昨年度又は本年度において、次のいずれかにかに該当する保護者

(ア) 生活保護法による保護が廃止又は停止になった方

(イ) 市民税が非課税になっている方

(ロ) 市民税が減免になっている方

(ニ) 国民年金保険料が免除になっている方

(ホ) 国民健康保険料が減免になっている方

(ヘ) 児童扶養手当の支給（児童手当ではありません）を受けている方

(2) 昨年の世帯全員の所得金額が目安額以下である家庭

標準世帯（5人家族…（例）父36才、母32才、第1子9才、第2子4才、第3子1才）で、世帯全員の昨年の所得金額が300万円程度以下の家庭を目安とします。

(3) その他生活上特に必要とする家庭

2 年額援助費（令和2年度の予定）

区分	小学校	中学校	備考
学用品費等（1年）	11,520円	22,510円	
”（その他の学年）	13,770円	24,760円	
校外活動費（泊なし）	1,580円	2,290円	左の額を限度とする交通費、見学料のみ
校外活動費（泊）	3,650円	6,150円	左の額を限度とする交通費、見学料のみ
新入学用品費	50,600円	57,400円	1年生（1学期認定者のみ） ※入学準備の認定者は対象外です
修学旅行費	21,670円	60,300円	左の額を限度とする実費
通学費	実費	実費	遠距離通学費補助受給者を除く
給食費	35,900円	42,700円	左の額を限度とする実費

3 手続

認定申請書は、在学学校又は高梁市教育委員会にあります。必要事項を記入の上、該当事由が確認できる最新の証明書類等（世帯全員の源泉徴収票、確定申告書控、児童扶養手当受給証、各減免決定書など該当する書類どれかをコピーして添付してください）を添付し、在学する学校へ令和2年4月20日（月）までに提出してください。

認定は、申請書を受理した後、審査を行い、学校を通じて結果を通知します。なお、証明の無い場合等必要に応じ、調査することをご了承ください。

4 その他

この援助金は、就学のための援助金であるため、学校納付金に遅延滞納のある世帯については、委任により学校長受領とします。

※ 不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせください。

在学学校又は高梁市教育委員会学校教育課（TEL:21-1508）

就学援助認定申請書

申請者(保護者)氏名		⑧					
住 所	高梁市	TEL					—
世帯の状況 (令和2年4月1日現在)							
氏名	続柄	年齢	生年月日	職業又は 在学学校名 (特別支援学級通級の有無)	学年	年間所得金額	
申請者 (保護者) 本人							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
援助の対象該当項目 (該当箇所に○をして下さい)				住居の状況 (該当に○をつける)			
(1) (ア) 生活保護法による保護が廃止又は停止になった方				1 持ち家			
(イ) 市民税が非課税になっている方				2 アパート等			
(ウ) 市民税が減免になっている方				家賃の額			
(エ) 国民年金保険料が免除になっている方				月			
(オ) 国民健康保険料が減免になっている方							
(カ) 児童扶養手当の支給 (児童手当ではありません) を受けている方							
(2) 昨年の世帯全員の所得金額が目安額以下である家庭							
(3) その他生活上特に援助を必要とする家庭							
※ 申請理由 (家庭の状況等も詳しく記入して下さい。)							

※ 申請理由を必ず記入して下さい。

◎必要に応じ、市の課税台帳等の閲覧を承諾します。
また、学校納付金に遅延滞納のある場合は、学校長受領とすることを承諾します。

氏名

印